

佐賀県告示第 305 号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成 12 年法律第 57 号)第 7 条第 1 項及び第 9 条第 1 項の規定により、次のとおり土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域を指定する。

平成 27 年 6 月 30 日

佐賀県知事 山 口 祥 義

所在地	土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の名称	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の区域並びに土砂災害特別警戒区域にあっては自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
武雄市 橘町大 字芦原	鳴瀬 2 (206 -090) 鳴瀬 (206 -091) 鳴瀬 3 - 1 (206 -161_1) 鳴瀬 3 - 2 (206 -161_2) 鳴瀬 4 (206 -162) 釈迦寺 (206 -225)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
	鳴瀬川 (206 -001)	土石流	
武雄市 橘町大 字片白	片白 (206 -092) 片白 2 - 1 (206 -226_1) 片白 2 - 2 (206 -226_2) 南片白 1 (206 -227) 南片白 2 (206 -228) 小野原 1 (206 -229)	急傾斜地の崩壊	
	釈迦寺川 1 (206 -002) 釈迦寺川 2 (206 -003) 片白川 1 (206 -004) 片白川 2 (206 -005) 南片白川 2 (206 -006) 南片白川 1 (206 -007) 南片白川 2 (206 -001)	土石流	
武雄市 橘町大	小野原 2 (206 -093) 北檜崎 1 (206 -230)	急傾斜地の崩壊	

字大日	おつぼ山 (206 -231) 北檜崎 2 (206 -232) 北檜崎 3 (206 -234) 南檜崎 2 (206 -236) 南檜崎 3 (206 -237) 南檜崎 4 (206 -238) 玉島 1 (206 -239) 玉島 2 (206 -240)	
	北檜崎川 1 (206 -010) 北檜崎川 2 (206 -011) 北檜崎川 3 (206 -012) 南檜崎川 (206 -013) 小野原川 2 (206 -002) 小野原川 3 (206 -003) 小野原川 4 (206 -004) 小野原川 1 (206 -005)	土石流
武雄市 橋町大 字永島	潮見 (206 -111) 潮見 2 (206 -174) 潮見 6 - 1 (206 -175_1) 潮見 6 - 2 (206 -175_2) 南上野 2 (206 -241) 南上野 1 (206 -242) 玉島 4 (206 -243) 玉島 3 (206 -244) 南上野 3 (206 -245) 南上野 4 (206 -246) 南上野 5 (206 -247) 西上野 1 (206 -248) 西上野 2 (206 -249) 西上野 3 (206 -250) 西上野 4 (206 -251) 西上野 5 (206 -252) 北上野 (206 -253) 潮見 7 (206 -255) 潮見 5 (206 -256) 潮見 4 (206 -257) 潮見 3 (206 -258)	急傾斜地 の崩壊
	上野川 1 (206 -014) 上野川 2 (206 -015) 上野川 3 - 1 (206 -016_1) 上野川 3 - 2 (206 -016_2)	土石流

上ノ尾川 (206 -017)		
上野川 4 (206 -018)		
上野川 8 (206 -020)		
上野川 9 (206 -021)		
上野川 10 (206 -006)		
上野川 5 (206 -007)		
上野川 6 (206 -008)		
上野川 12 (206 -009)		

(「次の図」は、省略し、その図面を佐賀県県土づくり本部河川砂防課及び杵藤土木事務所に備え置いて縦覧に供する。)